

役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、役員の報酬に関する事項を定める。

(報酬)

第2条 役員のうち法人業務を行う理事に対して理事報酬を支給する。

（法人業務を行う理事とは、園長など日常業務に従事する者を含まない。）

(支給額)

第3条 支給額は、勤務一日当たり旅費を含めて15,000円とし、月額60,000円を上限とする。

(理事会など出席旅費)

第4条 理事会に出席する理事・監事及び監事監査に出席する理事・監事に対して旅費相当額として1人1回につき5,000円を支払う。

2 理事以外の他の役員等(例えば、第三者相談員などの役職者)が理事会などの会議に出席した場合は理事・監事と同額を支払う。

(評議員会など出席旅費)

第5条 評議員会に出席する評議員など役員等に対して旅費相当額として1人1回につき10,000円を支払う。

但し、理事・監事について、同日に引き続き理事会に出席する場合は理事会への出席旅費規程を優先するため支払わない。

(評議員選任・解任委員会出席旅費)

第6条 評議員選任・解任委員会に出席する同委員など役員等に対して旅費相当額として1人1回につき10,000円を支払う。

但し、理事・監事について、同日に引き続き理事会に出席する場合は理事会への出席旅費規程を優先するため支払わない。

(改正)

第6条 この規程の改正は、理事会の議決の後、評議員会の承認を得て改正する。

附則

この規程は、平成29年6月定時評議員会終結時から施行する。